

令和 3年 1月20日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会
委員各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会事務局
(石川労働局・石川運輸支局・(一社)石川県トラック協会)

「第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」に係る書面決議の結果について

拝啓 時下ますますご清祥のことと喜び申し上げます。

平素は、当協議会につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和2年12月25日付け「第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会にかかる書面審議について」による審議及び決議にご協力を賜わり、誠にありがとうございました。委員各位からのご回答について、下記のとおり報告いたします。

敬具

記

1. 委員数及び回答数 委員数：14 回答数：14

2. 議案に対する書面審議の結果について

(1) 委員の選任について

同意：14 不同意：0

以上の結果、承認されました。

(なお、今回の審議依頼以降に事務局で承知しました異動等による委員変更につきまして、別添委員名簿のとおりとなります。事後報告となったことをお詫び申し上げます。)

(2) 石川県地方協議会において実施した荷主等に対する周知活動、要請行動などについて（ご意見ほか）

【委員からのご意見】

- 方針、取り組みについて、現状のコロナ対応の中で①変更なし、②一部変更、③新規対応などの方向性が見えれば情報提供してください。

(回答)

取引環境・労働時間改善のための方針、取り組みについて、新型コロナウイルス感染症の対応（影響）等による変更はございません。

令和3年度においては、昨年4月に告示された標準的な運賃の浸透状況を含む労働実態等についての調査・検討、労働条件改善に向けた取組の浸透、「ホワイト物流」推進運動のさらなる推進のほか、求車求貨システムの活用による取引環境適正化を図るため、民間が持つデータ等の国の施策への活用方策について調査・検討を行うこととしています。（参考資料：令和3年予算決定概要 抜粋）

他方、石川県地方協議会としましては、制度周知のための説明会、セミナーの開催等につきまして新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら進めたいと考えております。

- 今年度は、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けた要請（協議会要請）とほぼ同時期に、要請者がほぼ重複している形でトラックドライバー等の荷役作業時における労働災害防止対策（災防要請）への協力要請を行いました。

災防要請は、協議会要請より多くの団体あてに要請を行っておりますので、来年度の取組を決定する前に、①産業別の事業主団体等協議会要請の要請先の拡大が図れないかどうか、②協議会要請と災防要請との要請時期の統一を図る方式と従来どおり別々に行う方式と、どちらの方法が効果的か、③協議会要請の要請先の拡大を行う場合は、面談要請を範囲どのようにするのか、について協議会等において協議していただきますようお願いしたい。

- 地方協議会の取り組み等の活動がまだまだ荷主各社に周知徹底されていない様です。県内3箇所（能登地区、金沢地区、加賀地区）等に分けて再度開催し協力等を要請する必要があるかと思われまます。

(回答)

協議会要請を行う際には、要請方法（時期、訪問先など）について事前に調整を図り、より効果的な方法で行いたいと考えております。

また、セミナーの開催等の協議会の取り組みにつきましても、より周知が図られるような方法により行いたいと考えております。

- 荷主等に対する周知活動、要請行動により一定の成果が見られる。
 - ・ 経済状況が悪化すると運賃値下げ交渉が行われたが、減少した。
 - ・ 現状の取引運賃が標準的な運賃が示された事により、荷主側が運賃比較できる事となり、割安感が荷主側に広がった。
- 人材不足が運賃値上げに取り組む要因となっている。

- テレビショッピングでは、「送料無料」との宣伝文句が謳われているが「送料込み」に変えるべき。要請してほしい。

(回答)

ご指摘については、関係機関との連携が必要と思われませんが、ご意見を運輸局へ伝えてまいります。

一部の通信販売業者において、「送料無料」の表示を行っている例が見受けられます。「総合物流施策大綱（２０１７－２０２０）」（平成２９年７月２８日閣議決定）においては、「送料無料と銘打った商品の販売が広く行われ、消費者が物流コストを正しく認識しづらいものとなっている面もある。」と指摘されているところです。

※不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

【連絡先】

北陸信越運輸局石川運輸支局

輸送・監査部門 新田、嶋田

TEL ０７６－２０８－６０００（接続後「１」）

【参考資料：令和3年度 国土交通省予算決定概要 抜粋】

②トラック運送業における働き方改革の推進 **拡充**

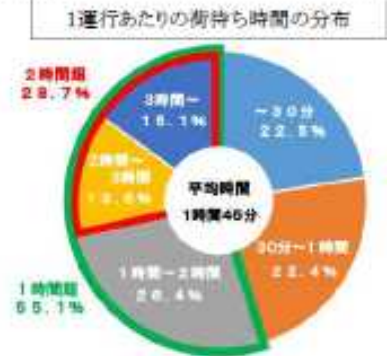
【予算額：85百万円】

- トラック運送業は他の産業に比べて長時間労働、低賃金の状況にあり、ドライバー不足が深刻である。
- 働き方改革による労働条件改善を推進するため、(1)労働生産性の向上、(2)多様な人材の確保・育成、(3)取引環境の適正化等に資する事業を実施する。

①トラック運送業の実態把握等

平成30年改正後の貨物自動車運送事業法の目的である取引環境適正化の実現に向け、標準的な運賃を令和2年4月に告示したところ、この浸透状況を含む労働実態等について調査・検討を行う。

また、長時間の荷待ちをさせている荷主等の通報制度のさらなる活用方策について検討を行う。



②求貨求車システムの活用による取引環境適正化

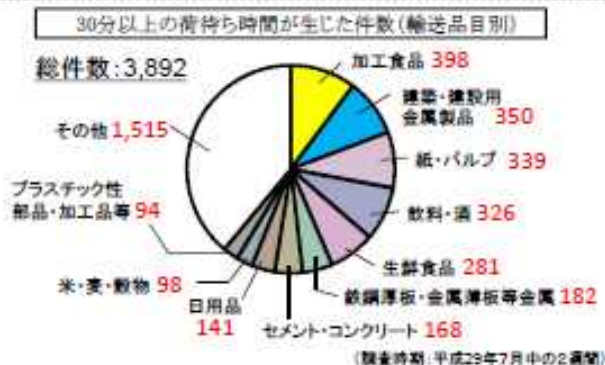
いわゆる求貨求車システムであるWebkit(※)等の民間取引ツールの運用改善を促し、運賃・料金(燃料サーチャージ等)の收受状況改善、多層構造解消等の取引適正化を図るため、民間が持つデータ等の国の施策への活用方策について調査・検討を行う。

(※ 自社ネットワークを持たない中小事業者を中心に、貨物の積合せや積み荷の確保等、荷物とその引受け事業者のマッチングを可能とするシステム(社団法人が運営)。



③労働条件改善に向けた取組の浸透

輸送品目別の労働条件改善に関する懇談会や地方協議会において検討してきた課題に対する改善策等について、地域特有の課題に応じた深掘りを行った上で、セミナー等を通じて浸透を図る。



④「ホワイト物流」推進運動の推進

深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するため、荷主・物流事業者等の関係者が連携し、「ホワイト物流」の取組をさらに推進する。

(具体的な取組内容)

- ✓ 荷主・物流事業者の取組事例の集約及びセミナー等の展開
- ✓ 荷主等に対する「ホワイト物流」推進運動の参加に向けた呼びかけ
- ✓ ポータルサイトの運営 等